

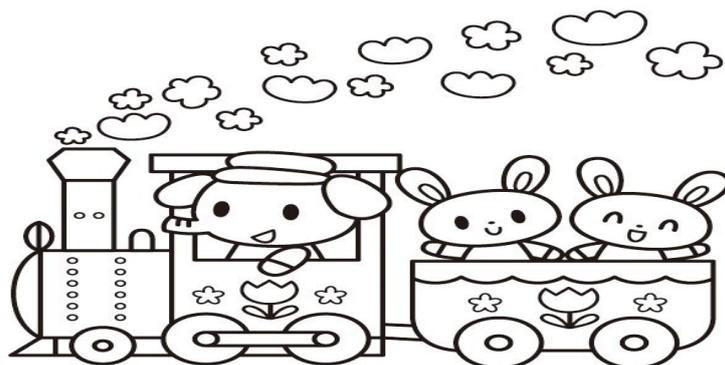
3号認定

Ainosono
KINDERGARTEN

令和5年度

1歳児クラス・2歳児クラス

園児募集要項



本園は、平成27年4月1日から施行された「子ども・子育て支援新制度」の「幼稚園型 認定こども園」です。そのため入園に際し、保護者の方の希望する保育時間や就労状況に応じて認定号数を選択していただく必要があります。認定号数により手続きや費用に関する内容が異なりますので、この「募集要項」及び「重要事項説明書」「本園の教育・保育理念等について」「預かり保育の利用について」に記載されている内容をよく読んで同意いただいたうえで入園願書をご提出ください。

1号認定とは 幼稚園標準教育を希望する3歳以上児

新2号認定とは 幼稚園教育時間外にも保育が必要な理由に該当する3歳以上児

2号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳以上児

3号認定とは 保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳未満児

詳しくは「認定区分のよくある質問 Q&A」をご参照ください。

学校法人あけぼの学院

認定こども園 武庫愛の園幼稚園

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘4丁目5番23号

TEL (06) 6438-0030 FAX (06) 6480-8739

HPアドレス <https://www.mukoainosono.ed.jp/>



本園は幼稚園型認定こども園です

本園は尼崎市において半世紀以上の歴史のある幼稚園です。長年幼稚園教育で培ってきた経験に基づいてお子様の育ちを支えていきます。愛情豊かに応答的に関わることを大切に、幼稚園と保育園のそれぞれの良いところを活かしながら、教育と保育を一体として捉え両方の役割を果たすことを目指した施設です。1歳児・2歳児クラスは、5年保育・4年保育として位置づけ異年齢との関わりも行っております。

- 本園は、国の定めた基準に基づいた職員配置、及び施設の教育保育環境や安全性などを重視した認定こども園として兵庫県および尼崎市が認定した施設です。
- 幼稚園教諭と保育士の両方の資格を持つ職員が、年齢に応じた遊びと教育・保育を計画的に行っています。

募 集 人 員

保育年数		該当する生年月日	募集人員
4年保育児	2歳児(3号認定)	令和2年4月2日～令和3年4月1日生	6名
5年保育児	1歳児(3号認定)	令和3年4月2日～令和4年4月1日生	6名

※本園での3号認定とは就労等で長時間の保育を必要とする1・2歳児のことです。

1歳児クラス・2歳児クラス（3号認定保育）説明会

本園の保育方針、1歳児・2歳児クラスの生活の様子、手続きについての説明を行います。入園をお考えの方は是非ご参加ください。

日 程	時 間
10月15日(土)	10:00～11:00

※事前予約が必要です。予約は10月5日(水)から開始します。

本園ホームページの“お知らせ”からご予約ください。その際、場所等の詳細をお知らせいたします。

幼稚園説明会及び体験入園

※1号・新2号・2号認定の3～5歳児の内容が中心となります。

	日 程	時 間
第1回幼稚園説明会	9月3日(土)	13:00～14:30
第2回幼稚園説明会	9月10日(土)	

※両日とも同じ内容となります。ご都合の良い方にご参加ください。

※事前予約は不要です。詳しくは武庫愛の園幼稚園ホームページをご覧ください。

入園にあたって

- 保護者の方は本園の教育・保育方針に賛同の上、協力して頂くことが入園の前提となります。入園受入となった場合は、園と保護者の方と直接契約を結んだ上での利用となります。
- 集団生活を行うにあたって、お子様について気掛かりなことがあれば、3号認定申請書提出前に本園にお電話でご相談ください。(健康面・発育状態・アレルギーなど) ☎06-6438-0030
正式な本園との契約時の面談で集団生活が難しいと思われる場合、入園をお受けできないことがあります。
- 法律で定められた感染症に罹患されているお子さまは、完治するまで入園できません。

3号認定子ども（保育標準時間 11 時間、保育短時間 8 時間認定とは・・・）

本園は尼崎市の施設型給付を受ける園であるため、尼崎市に3号認定を申請する必要があります。

● 3号認定とは…保護者の就労などで長時間保育を必要とする3歳未満児をさします。

尼崎市に住民票がある方が3号認定の要件となります。

（他の市町村に住民票がある方は、本園が利用可能かどうか尼崎市にご確認ください。）

3号認定はこんな人が受けられる

●働いている

（パートタイムや在宅勤務を含む）



●親族の介護や看護をしている



●母が出産前後

（期間等は尼崎市へお尋ねください）



●保護者に病気や障がいがある



●求職中

（期間等は尼崎市へお尋ねください）



●その他 就学、DV、育休など



詳細は、尼崎市のホームページまたは、こども入所支援担当 06-6489-6369 まで

● 就労時間等により保育標準時間（11 時間）と保育短時間（8 時間）の認定に分かれます。

保育標準時間（11 時間）とは

主にフルタイムの就労を想定したもので、尼崎市では月 120 時間以上の就労をしている保護者をさします。市より3号認定の保育標準時間認定を受けた場合は最大利用可能時間が 11 時間となります。

保育短時間（8 時間）とは

主にパートタイムの就労を想定したもので、尼崎市では月 64 時間以上 120 時間未満の就労をしている保護者をさします。市より3号認定の保育短時間認定を受けた場合は最大利用可能時間が8時間となります。

保育時間について

●保育標準時間（11 時間）、保育短時間（8 時間）の方とも7：30～18：30の間で園が許可した時間（勤務時間＋通勤時間）が最大利用可能時間 となります。

※保育短時間の方は最大利用可能時間の8時間を超える場合は、別途料金がかかります。

※保護者の方の勤務が休みの場合は、家庭保育をお願いしています。お子さまとの時間を大切にお過ごしください。

※月～土曜日、行事の代休日、春・夏・冬休み中は保育を行います。

※土曜日や行事の代休日の保育は、当日保護者の方全員が勤務されている場合のみに限ります。

※土曜日・代休日・行事の前日当日等、弁当が必要な日があります。

※日曜、祝日、お盆や年末年始の保育はありません。

※入園式・卒園式・運動会・創立記念日研修など全職員でかかる行事の日は休園とさせていただきます。事前にお知らせいたしますので、家庭保育にご協力をいただきます。

本園に入園されるまでの納入金

入園受入準備費	10,000円	尼崎市より3号認定が下りて、利用先が本園となった場合、本園との正式な利用契約を行います。その際、郵便振替にてご入金いただきます。
教育・保育環境充実費	90,000円	
教材費 (個人持・消耗教材・消耗品等)	1歳児 約11,500円 2歳児 約 9,000円	本園との正式な利用契約後、現金にて納入していただきます。 (令和4年度のもので令和5年度は未定)
通園リュック代(2歳児のみ)	3,600円	
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	令和4年度は 315円	

- 入園受入準備費は入園受入に関する事務手続きや準備等の費用となります。
- 教育・保育環境充実費は教員配置の充実や、教育・保育環境の質向上の為に費用となります。
※令和5年度兄弟・姉妹2人以上で同時に在園になる場合は、教育・保育環境充実費の1/2を免除します。
- 入園内定後、令和5年3月31日までに通園不能な地域に転勤・転宅される場合に限り、その証明(転居先の住民票か転出証明等)があれば入園受入準備費以外の納入金を返金致します。
- 1歳児・2歳児は私服で過ごします。制服等は年少組へ進級の際に購入していただきます。
- 本園との正式な利用契約の際は面談を行います。その際、入園審査手数料3,000円をご用意ください。年少組に進級の際は、入園審査手数料・入園受入準備費および教育・保育環境充実費の改めての納入は必要ありません。年少組以降の集団生活が難しいと思われる場合は、進級についてご相談させていただくこともございます。

毎月の納入金

利用者負担額(保育料)	尼崎市の決定額	利用者負担額の表(P4)参照 個人の所得額等により異なります
保育活動費	7,500円	※1 参照

- ※1 新制度の保護者負担額では現状の保育が実現できないため、保育活動費として月7,500円を特定負担額として徴収させていただきます。園外保育費(交通費・入場料など)、行事費、冷暖房費、教材絵本代(一斉購読絵本)、環境整備、基準以上の教職員配置に対する費用となります。園外保育費・行事費はその都度徴収せずに保育活動費で充当しますので、別途徴収は行いません。
- 給食代(主食・副食代とも)やおやつ代は3号利用者負担額に含まれていますので別途徴収は行いません。
 - 土曜日・行事の前日当日・遠足日・気象警報等の発令で給食が提供できない日等、弁当が必要な日もあります。
 - 春・夏・冬の長期休業期間中や午前中保育日のアレルギー対応は行っておりません。
 - 1・2歳児は通園バスの利用はできません。(年少組から利用可能です。)
 - 市の決定する利用者負担額は毎月徴収する金額となります。保育日数は月により相違しますが、年間にかかる金額を平準化して、12ヶ月の均等額で納入していただきます。
 - 市に申請される保護者名義の銀行口座を尼崎信用金庫で開設してください。そこから毎月の納入金を合計した金額を、幼稚園の銀行口座へ自動振込により納入して頂きます。引落しの際、自動送金取扱い手数料がかかりますがご了承ください。
 - 上記の金額は制度内容等の変更に伴い、修正される場合があります。

保育料（尼崎市の施設型給付を受ける施設の毎月の利用者負担額）

新制度では、保護者の方の所得に応じて国が定める基準を上限とし、市町村が地域の実際の状況に応じて定めた保育料を納付していただくこととなります。あらかじめ所得に応じて軽減された保育料の設定となります。

（下記の表は尼崎市ホームページ『令和4年度2号・3号の保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）について』を抜粋。）

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担額（月額）（単位：円）

令和4年4月

階 層 区 分		3号（満3歳未満保育認定子ども）※1	
住宅取得控除等の税額控除前の所得税額で計算した市民税額より算出		保育標準時間	短時間（8時間）
A	生活保護世帯	0	0
B1	市民税非課税世帯（母子等）	0	0
B2	市民税非課税世帯（その他）	0	0
C1	市民税所得割課税額 48,600 円未満（母子等）※3	5,300	5,300
C2	市民税所得割課税額 48,600 円未満（その他）※2	13,200	13,100
D1	市民税所得割課税額 64,700 円未満 ※2※3	21,000	20,800
D2	市民税所得割課税額 80,800 円未満 ※3	22,300	22,100
D3	市民税所得割課税額 97,000 円未満	23,700	23,400
D4	市民税所得割課税額 133,000 円未満	34,300	33,900
D5	市民税所得割課税額 169,000 円未満	36,100	35,700
D6	市民税所得割課税額 213,000 円未満	49,500	48,600
D7	市民税所得割課税額 257,000 円未満	52,200	51,500
D8	市民税所得割課税額 301,000 円未満	54,900	54,100
D9	市民税所得割課税額 397,000 円未満	72,000	71,000
D10	市民税所得割課税額 397,000 円以上	93,600	92,200

※1 保育料の年齢による区分は、令和4年3月31日における年齢を基準として決定します。

※2 年収約360万円未満相当（市民税所得割額が57,700円未満）の多子世帯は、子の年齢に関係なく第2子を半額、第3子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。

※3 約360万円未満相当（市民税所得割額が77,101円未満）の要保護世帯等（ひとり親・障害者がいる世帯等）につきましては、第1子が0～2歳クラスの場合は5,300円、第2子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。

《問い合わせ先》 尼崎市こども青少年局 こども入所支援担当

保育料の決定に関すること 06-6489-6369 ・ 保育料の納付に関すること 06-6489-6370

- 尼崎市の施設型給付の施設は本園をはじめ、公立保育所等も利用者負担額は同一金額です。
- 給食費（主食費・副食費）・おやつ代も毎月の利用者負担額に含まれます。
- 本園では園の規則により、保育料等の納入金が2か月未納の場合や、園の方針に従って頂けない場合は契約を解除させて頂くことがあります。尚、在籍中の未納の保育料はお支払頂くこととなりますのでご了承ください。

認定手続きの流れ

- ① 本園の利用をご希望の方は、本園を通じて尼崎市に3号認定を申請することも可能です。
 本園に提出される場合は、11月9日（水）を目途にご持参ください。
 尼崎市が定めた提出期限までに直接市役所に提出いただいても結構です。
 ※ 尼崎市の申請書は園または市役所・支所等で配布します。
 ※ 本園が第1希望でない場合は、直接市役所に提出してください。
 ※ 内容や添付書類に関しては、お預かり時に確認させて頂き、その後尼崎市へ提出します。
 不備等がある場合は、尼崎市からご自宅へ連絡が入ることがあります。
- ② 尼崎市から3号認定証が交付されます。（申請1ヶ月後くらい）
- ③ 申請者の希望、施設の利用状況等の状況に基づき、尼崎市が調整し利用先を決定します。
 （令和5年2月上旬頃）
- ④ 尼崎市より利用先が本園になった場合、本園と正式な3号認定利用契約を行います。
 （令和5年2月中旬頃）
 ※本園との正式な利用契約の際は面談を行います。本園より面談及び利用契約日のご連絡を差し上げます。お子さまと一緒にご来園ください。その際に、入園に関する書類一式をお渡しします。
 ※面談日には入園考査手数料3,000円が必要です。
 （これをもって年少組に進級の際の入園考査手数料は不要となります）
 ※利用先が本園に内定した場合でも、本園の面談で集団生活が難しいと思われる場合は、入園をお受けできない場合がございます。お子さまの健康面・発育状態・アレルギーなどでご心配のある方は3号認定申請書提出前に本園にお電話でご相談ください。（06-6438-0030）
- ⑤ 入園に関する説明と書類提出： 令和5年3月4日（土）10:00～11:30
 保護者の方がご来園ください。
 （別冊子「3号認定1・2歳児クラスのご案内」の最終ページに入園までの手続きの流れをフローチャートで示しています。併せてご覧ください。）

進級時の納入金

進級する際にはそれぞれ以下の金額が必要になります。

2歳児から年少組へ 進級時	進級教材費	約11,500円	3学期に振込用紙を渡します
	冬制服等	約22,000円	上着・ブラウス等 一通り揃えた 目安の金額です
	夏制服等	約13,000円	半袖ポロシャツ等 一通り揃えた 目安の金額です
1歳児から2歳児へ 進級時	進級教材費	約8,500円	3学期に振込用紙を渡します
	通園リュック (園指定品)	3,600円	既にお持ちの方は購入されな くても結構です

※上記の進級教材費は、令和4年度のもので、令和5年度以降は未定。

- ・進級教材費は、入園後3学期に振込用紙をお渡ししますので各自で納付していただきます。
- ・年少組へ進級の際、日本スポーツ振興センター災害共済へ改めて加入します。
- ・年少組へ進級の際、制服を購入していただきます。上記金額は一通りそろえた場合の目安の金額です。

特典制度

- 兄弟・姉妹で2人以上同時に在園になる場合は、2人目からの園児について教育・保育環境充実費の2分の1を免除します。
- 学校法人あけぼの学院の姉妹園である立花愛の園幼稚園の転出入については、尼崎市の利用許可が下りれば、入園時の納入金の相互流用ができます。（一度納めたら、再び納めて頂く必要はありません。）
※但し、難波愛の園幼稚園は別法人である為相互流用はできません。

ひょうご保育料軽減事業

兵庫県では子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、認定こども園等に通う0～2歳児の子どもの保育料の一部を補助しています。

- 世帯合計の市町民税所得割額が、次の額未満の世帯が対象です。

- ・第1子 : 57,700円未満
- ・第2子以降 : 155,500円未満（ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯は169,000円未満）

※4月～8月は前年度、9月～3月は今年度の市町民税所得割額で判定します。

※国の規定に基づき、複数の子どもがいることや要保護者等に該当することによる優遇措置を受けている子どもの保育料は対象外となります。

※住民税非課税世帯は、幼児教育・保育の無償化の対象となっているため、本事業の対象外です。

【補助額】

月額5,000円を超える保育料に対して、下記の補助基準額を上限に補助します。ただし、保育料の2分の1と比較して低い額を限度額とします。

【補助基準額】

- ・第1子 : 10,000円
- ・第2子以降 : 15,000円

※ 令和5年度の詳細は未定です。



詳しくは、「ひょうご保育料軽減事業について」を検索してください。